

大津茂川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【2/4】

位置図



1 説明文

(1)この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を算出した区域である。区域には、水防法(昭和30年法律第165号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示している。

(2)この図は洪水浸水想定区域図、空間情報(「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより算出したものである。

(3)なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨の降雨による氾濫、高潮及び高水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体	兵庫県
(2) 指定年月日	令和元年 月 日
(3) 指定の根拠法令	総合水防条例第35条第1項
(4) 条例指定河川	大津茂川水系西沙入川、西沙入川放水路、網干川(指定区域外(センター)、中後園長センター)
(5) 水防法指定河川	大津茂川水系大津茂川
(6) 関係市町	姫路市、太子町
(7) その他計算条件等	

①この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・放水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

②この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の氾濫を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

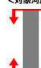
③氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④洪水計算対象区域は、河川計測結果から計算メッシュの計算浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して固めています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として固めています。

姫路市




たつの市

太子町

<対象河川>

 ・本図における、対象河川は、大津茂川水系(大津茂川、西沙入川、西沙入川放水路、網干川)のみで、大津茂川水系以外の河川からの氾濫は反映されていません。

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

-  0.5m未満の区域
-  0.5m以上 3.0m未満の区域
-  3.0m以上 5.0m 未満の区域
-  市町境界
-  浸水想定区域の指定の対象となる河川

